

監 査 報 告 書

2026年6月25日

公立大学法人会津大学

理事長 東原 恒夫 殿

公立大学法人会津大学

監事

小池 達哉

監事

伊藤 真大

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における業務の執行を監査しましたので、その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監査計画に基づき、役員会及びその他重要な会議に出席するなどし、理事長等から業務運営の報告と業務の執行状況を聴取するとともに、重要な契約について、関係書類や対象物件を調査・確認しました。

また、当法人における理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、役員と当法人の間における利益相反取引については、それぞれから報告を求め、その有無を調査しました。

また、会計監査人から監査の方法の概要について報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の正確性について検討を加えました。

2 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

当法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、概ね適切に実施されていた。

（2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を調査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

（3）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実とは認められない。なお、役員と当法人の間に利益相反取引は認められない。

(4) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、財政状態・経営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認める。

利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。

決算報告書は、当法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

(5) 事業報告

事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(6) 監査のための必要な調査ができなかった事項はない。

以 上